

特定鳥獣（獣類）の 保護・管理



（一財）自然環境研究センター
光岡 佳納子

本講義の構成

- 野生動物の保護管理とは？
- 特定鳥獣保護管理制度
- 個体群管理
- 被害防除対策
- 生息環境管理
- 特定鳥獣保護管理計画の運用
- 特定鳥獣保護管理計画のメリットは？

野生動物の保護管理とは？

- 近世以降～20世紀半ばまで
農林作物をめぐる軋轢が激しい（加害者）
生物資源としての過剰な利用（過剰な捕獲）
- 1970年代
自然保護運動の活発化（保護の対象）
- 1980年代
一部の鳥獣の個体群増加、農林業被害の再激化
- 1990年代
野生動物は自然の構成要素の一つであるとともに、持続的利用や生産活動を進めるとの考え

「生物多様性の保全」

- 2000年代
一部の鳥獣の分布の更なる拡大、出没に関するニュース、人口減少

野生動物の保護管理とは？

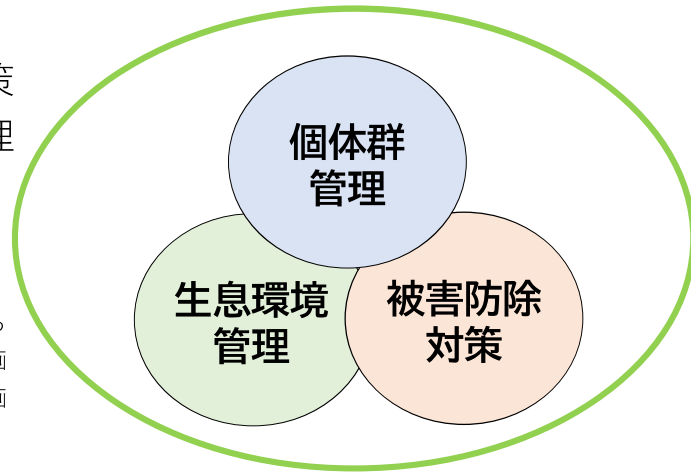
- 人間の社会も、野生動物や自然環境の状況も変化する。人間と野生動物との適切な関係を作ってゆくために、将来を見据えて、必要な保護管理を積極的に進める。

留意しておくこと（扱う対象の性質）

- 非定常性：野生動物の分布、個体数は常に変動
- 不確実性：分布や個体数、繁殖率、生存率を正確に把握することは困難
- （開放系）
- 特定鳥獣保護管理計画（1999年～）では、科学的で計画的な保護管理事業を推進し、農林業被害の軽減と地域個体群の安定的な存続を図ることを目的とする。

特定鳥獣保護管理制度

- 専門家や関係者の合意形成
- 科学的・計画的に保護・管理を図る目標設定
- 特定計画の3つの柱
 - ・ 個体群管理
 - ・ 被害防除対策
 - ・ 生息環境管理



※都道府県知事が定める
第一種特定鳥獣保護計画
第二種特定鳥獣管理計画

特定鳥獣保護管理制度

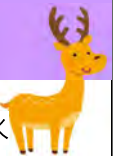
- ・ 特定獣類5種（ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、イノシシ、ニホンカモシカ）の策定状況
- 全国で**47**都道府県**151**計画（第一種：2計画、第二種：149計画）が策定。
- ・ 特定鳥獣保護管理計画を担保する2つの仕組み

モニタリング	順応的管理
対象とする個体群の動向 （生息数、生息密度、分布域、捕獲に関する情報、食性、栄養状態） 被害状況 （農作物、生活環境被害） 生息環境 （豊凶指数、植生調査）	不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、計画を随時見直し修正を行う。

個体群管理

- ・ 個体群管理の目的や目標設定は、対象とする種によって異なる。
- ▶ 詳細は種別講義で解説します！
- ・ 総個体数、密度、分布、特定個体（出没個体）、群れ（ニホンザル）、などの側面を持つ。主に捕獲により管理する。
 - ・ 捕獲数だけで評価せず、管理目標に照らして個体数指標や被害の変化を評価する。

ニホンジカの個体群管理



- ・ 近年の急速な個体数増、生息地拡大により農林水産業被害だけでなく、生活環境被害、生態系への影響被害が深刻
- ・ 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」として、指定管理鳥獣として捕獲強化を推進
- ・ 策定されている**47**計画は全て「第二種特定鳥獣管理計画」であり、主な目的としては「個体群の安定的な維持（個体数の低減、分布の拡大・定着防止）」、「生態系（生物多様性）への影響軽減」、「農林業・生活環境等への被害低減」に分類
- ・ 増加や生息地拡大により、生息状況が地域により多様化したため、地域の生息状況に応じた地域の「類型」区分とそれぞれの目標設定が求められる

イノシシの個体群管理

- 分布の空白地帯とされていた積雪地域や島嶼部でも生息が確認
- ニホンジカと同様、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」として、指定管理鳥獣として捕獲強化を推進
- 策定されている45計画は全て「第二種特定鳥獣管理計画」であり、主な目的としては、「個体群の安定的な維持」、「農業被害の軽減」、「生活環境被害の軽減」、「感染症拡大防止」に分類
- 目的ごとに達成すべき状態を「管理の目標」として定める



クマ類の個体群管理

- 四国を除いて、全国的に個体数、生息域が増加
- 近年の市街地出没増加、人身被害件数の増加など、人との軋轢が深刻化していることを受け、2024年4月に指定管理鳥獣に指定（四国保護管理ユニットを除く）
- 策定されている22計画は2計画を除き、第二種特定鳥獣管理計画であり、主な目的は、個体群の維持・回復に一定の成果が上がっている地域は「個体群を将来にわたって安定的に存続させながら人間との軋轢の軽減を図る」、個体群が危機的な地域は「人間との軋轢を防止しつつ個体群の回復を図る」に分類
- ゾーニング管理によるクマ類と人のすみ分けを図り、設定した各ゾーンにおいて適切な施策を実施

ニホンザルの個体群管理



- ニホンザルの群れが確認されたメッシュは40年間で1.7倍に増加し、農業被害だけでなく、人家侵入など生活環境被害や人身被害などは増加傾向にあると考えられる
- 「ニホンザル被害対策強化の考え方」により、加害レベルの高い群れの減少が進められる
- 策定されている29計画は全て第二種特定鳥獣管理計画であり、主な目的は、「個体群の安定的な維持」、「農林業被害の軽減」、「人身被害防止」に分類
- ニホンザルは群れで行動するため、管理の基本単位は群れであり、加害群の特定、加害レベルや行動域、群れサイズなどといった現況を把握する

カモシカの個体群管理

- 2018年に公表された分布図（環境省生物多様性センター,2018）によると、2003年から分布メッシュは全国で約1.1倍増加している。一部地域では市街地出没も増加している一方で、絶滅のおそれのある地域個体群に指定（環境省レッドリスト,2020）
- 策定されている8計画は全て第二種特定鳥獣管理計画であり、主な目的は、「地域個体群の維持」、「農林業被害の軽減」に分類
- なわばりを持ち、被害発生地周辺を行動圏とする個体が特定される
- カモシカ保護地域内での保全と、保護地域外での数の調整



被害防除対策

種	活動時間	行動単位	食性	被害対象	防除対策
ニホンジカ	薄明薄暮～夜間	群れ	草食	農林水産業	防護柵 単木保護
イノシシ	薄明薄暮～夜間	群れ (母子)	雑食(植物食を主とする)	農林業	防護柵 誘引物除去 緩衝帯
クマ類	日中、夜間	単独	植物質～動物質まで幅広く利用	農林業	誘引物除去 緩衝帯 防護柵
ニホンザル	日中	群れ	雑食	農業	防護柵 誘引物除去
カモシカ	薄明薄暮～夜間	単独	草食	林業	防護柵 単木保護

加害獣種に合った適切な資材の選択、維持・管理が重要
集落環境診断などで、侵入経路や誘引物などを把握
個人の対応だけでなく、地域ぐるみの面的な対策が効果的

生息環境管理

人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等※とは…？

※鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 より



寄せ付けない
侵入させない
つまり

生息環境管理

- 短期的視点：被害防除対策との共通項
集落や耕作地周辺の環境整備
集落点検の実施や侵入経路となる
藪の刈払い（放棄された耕作地管理）
緑化法面の植生管理
- 長期的視点：生息地となる里山林、森林の整備
ゾーンごとの方針に沿った管理
生息地の連続性の確保、針葉樹人工林の広葉樹林
あるいは針広混交林への誘導

寄せ付けない
侵入させない

特定鳥獣保護管理計画の運用

- 非定常性・不確実性をもつ野生動物の保護管理において科学性と計画性を担保するために。

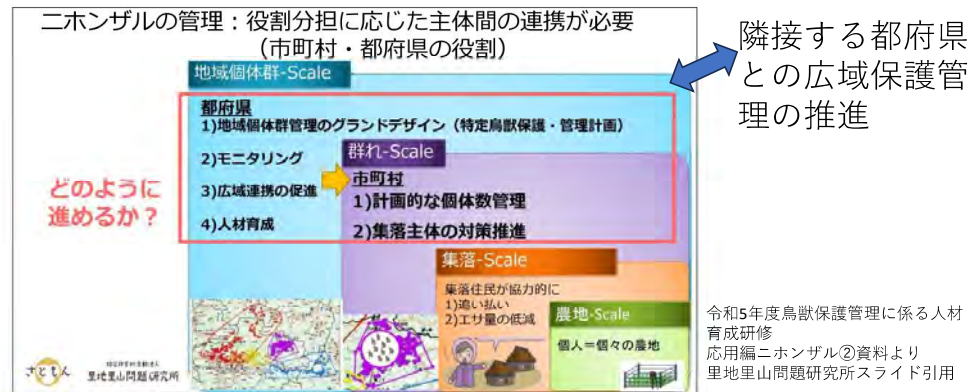
モニタリング	順応的管理
対象とする個体群の動向 (生息数、生息密度、分布域、捕獲に関する情報、食性、栄養状態) 被害状況 (農作物、生活環境被害) 生息環境 (豊凶指数、植生調査)	不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、計画を随時見直し修正を行う。



PDCAサイクルを回し、特定計画の進捗状況の点検、地域の野生動物管理をより効果的に運用

特定鳥獣保護管理計画の運用

- 関係者との合意形成、特定計画の点検、評価を進めるためには、関係諸機関・団体を巻き込む実施体制の構築が必要
- 特定計画の3つの柱を支えるためには、それぞれの主体の役割分担、連携も大事



特定鳥獣保護管理計画のメリットは？

- 各主体で役割を分担し、連携を図るために特定計画は必要であり、対策を進める上でのツール
- **合意形成**（都道府県庁内部、議会、市町村、住民、利害関係者）を図りやすくなるとともに、説明責任を果たしやすい
- 一定の計画期間があるため、管理の**継続性が担保**される
- 予算要求の根拠となる

ご視聴ありがとうございました